



目 次	ページ
訓 令	
◎高知県危機管理のための当直勤務規程	1
告 示	
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除 (")	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2件) (")	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	〈3・22掲示〉 2
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の就職 (")	3
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	3
◎高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	4
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	4
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	4
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	5

訓 令

高知県訓令第4号

危機管理部

高知県危機管理のための当直勤務規程を次のように定める。
平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県危機管理のための当直勤務規程
(目的)

第1条 この規程は、風水害等の自然災害その他県民の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急事態（第3条において「危機事象等」という。）に関する外部からの情報の受信及び伝達を行う当直勤務に関し必要な事項を定めることにより、県における危機管理体制の充実を図ることを目的とする。
(設置)

第2条 危機管理部に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間において当直勤務に従事する職員（以下「当直職員」という。）を置く。

2 当直職員は、危機管理部に所属する職員（次に掲げる職員を除く。）のうちから危機管理部長が指名するものとする。ただし、第1号に掲げる職員にあっては、第4条第1号に掲げる日直勤務に限り当直職員とすることができる。

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条の2第1項又は第3項の規定により、深夜勤務又は時間外勤務が制限されている職員

(2) 高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）第31条第1項の規定による健康管理指導区分の判定において、要軽業又は要注意とされた職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、当直勤務に従事することが適当でないと認められる者
(業務)

第3条 当直職員の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 危機事象等に関する情報の受信及び関係機関への伝達

(2) 危機事象等が発生し、又は発生するおそれがある場合における危機事象等対応体制の整備のための上司への連絡

(3) 前2号に掲げるもののほか、緊急に措置すべき事項の伝達等
(当直勤務の時間)

第4条 当直勤務に従事する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 日直勤務 高知県の休日等を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる県の休日その他職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）第8条の2第1項第3号の規定により人事委員会が指定する日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 宿直勤務 退庁時刻又は日直勤務の終了時刻から翌日の登庁時刻又は日直勤務の開始時刻まで
(当直勤務の命令)

第5条 所属長は、第2条第2項の規定により当直職員として指名された当該所属の職員に対して当直勤務を命ずるものとする。

2 前項の規定による当直勤務の命令は、当該職員が当直勤務を

行う日の前日までにこれをしなければならない。ただし、緊急時その他のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。
(当直勤務の交替)

第6条 前条の規定により当直勤務を命ぜられた職員は、病気その他のやむを得ない事由により当直勤務に従事することができなくなったときは、直ちに所属長にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

2 所属長は、前項の承認をしたときは、速やかに前条第1項の規定により当該職員以外の当該所属の職員に対して当直勤務を命ずるものとする。
(勤務態勢)

第7条 当直職員は、職務遂行上の必要があるときその他やむを得ない事情があるときを除き、常に危機管理部長が指定する場所において職務を遂行することができる態勢を保持しておかななければならない。
(当直日誌)

第8条 当直職員は、危機管理部長が定める当直日誌に、当直勤務中の状況を正確に記載しなければならない。
(事務引継)

第9条 当直職員は、当直勤務を終了したときは、速やかに危機管理・防災課長又は次の当直職員に対して、当直勤務中に実施した対応等の説明を行うとともに、前条の当直日誌を引き継がなければならない。
(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、危機管理のための当直勤務に関し必要な事項は、危機管理部長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第231号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
須崎市吾井郷字岡山乙2091の5（国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙2088の3・乙2089の3・乙2091の3（以上3筆国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第232号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町芳生野字天狗瀧乙4922の14・乙4922の27・乙4922の28・乙4922の30・乙4922の31（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、乙4922の29
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町上川口 字カヂ屋敷1031番1 地先から 幡多郡黒潮町上川口 字下天地ヤシキ40番 1まで	前	6.7 } 31.0	453
	後	6.7 } 31.0	453

高知県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町太田戸 1131番から 高岡郡橋原町上本村 715番まで	前	4.2 } 9.0	198
	後	6.2 } 50.8	198

高知県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町上川口字カヂ屋敷1031番1地先から幡多郡黒潮町上川口字下天地ヤシキ40番1まで	453	平成24年3月30日

高知県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市一宮西町三丁目1075番1から高知市一宮西町三丁目1837番1まで	511	平成24年3月30日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年3月22日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年3月22日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24年3月22日	特定非営利活動法人 四万川龍神の里	大崎 芳章	高岡郡津野町北川3774番地	この法人は、高知県高岡郡橋原町の四万川地区の文化を受け継ぎ広めると共に、四万川地区内外の人達との交流、親睦を深めることを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日下、加茂土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
理事 森下 武英 高岡郡日高村下分 1148-1

” 鎮西 靖 ” ” 沖名 222
 ” 森本 國治 ” ” ” 5126-5
 ” 矢野 忠孝 ” ” ” 1673
 ” 門田 照宣 ” ” ” 44-13
 ” 柏井 建雄 ” ” 本郷 2984
 ” 中山 紀彦 ” ” ” 1184-1
 ” 坂本 敏 ” ” ” 2007
 ” 野村 富重 ” ” ” 2210-1
 ” 川瀬 健 ” ” 岩目地 179
 ” 正岡 照善 ” ” 九頭 298
 ” 岡本 瑛三 ” 佐川町加茂 753
 ” 片岡 秀彦 ” ” ” 3111

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、日下、加茂土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成24年3月30日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所	所
森下 武英	高岡郡日高村下分	1148-1
鎮西 靖	” ” 沖名	222
森本 國治	” ” ”	5126-5
矢野 忠孝	” ” ”	1673
門田 照宣	” ” ”	44-13
柏井 建雄	” ” 本郷	2984
中山 紀彦	” ” ”	1184-1
坂本 敏	” ” ”	2007
野村 富重	” ” ”	2210-1
川瀬 健	” ” 岩目地	179
正岡 照善	” ” 九頭	298
岡本 瑛三	” 佐川町加茂	753
片岡 秀彦	” ” ”	3111

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第3号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の吾川郡のいの町の項を次のように改める。

いの町	勝賀瀬小学校	平成16年10月1日
	柳瀬小学校	”
	三水小学校	”
	清水第一小学校	”

別表第1の2級の高岡郡の越知町の項を次のように改める。

越知町	黒石小学校	昭和35年10月1日
-----	-------	------------

別表第3 四万十市の項を次のように改める。

四万十市	西ヶ方小学校	平成22年4月1日
	西土佐小学校	平成24年4月1日
	西土佐中学校	平成22年4月1日

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第4号

高知県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第32号を削り、第33号を第32号とし、第34号から第38号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第5号

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則（平成19年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「にあつては10月末日」を「にあつては10月末日（これらの月末日が当該返還に係る金融機関の休業日に該当するときは、当該月末日後における直近の当該金融機関の営業日）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第4条中「、子育て・親育ち推進監」を削り、「別に」を「教

育長が」に改める。

第5条の表教育機関の高知県心の教育センター所長の項中「所長があらかじめ指定した」を削る。

第8条第1号中「あてた」を「宛てた」に改め、同条第2号及び第3号中「あてたもの」を「宛てたもの」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改め、同条第5号中「あてた」を「宛てた」に、「各名あて人」を「各名宛て人」に改める。

第10条中「総務福利課」を「教育政策課」に改める。

第11条中「すべて」を「全て」に改める。

第12条第1項ただし書中「総務福利課長と協議のうえ」を「教育政策課長と協議の上」に改め、同条第2項中「総務福利課長」を「教育政策課長」に改める。

第15条中「総務福利課長」を「教育政策課長」に改める。

第22条第1項中「総務福利課長」を「教育政策課長」に改め、同条第3項中「改姓若しくは改名したとき」を「改姓し、若しくは改名したとき」に、「総務福利課長」を「教育政策課長」に改める。

第26条中「別に」を削る。

別表中「総務福利課」を「教育政策課」に改める。

別記第2号様式中

「

あ て 名 (配布先)

」を「

宛 名 (配布先)

」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第9号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表教育委員会の項2種の欄中「子育て・親育ち推進監」を「参事」に改める。

別表第3の10を次のように改める。

10 銃器犯罪における犯人の逮捕等の作業に従事する職員の特殊勤務手当（銃器犯罪捜査従事手当）

支給の対象	区分	金額
職員が、銃器犯罪において防弾装備を着装し、武器を携帯して、区分欄に掲げる作業に従事したとき。	(1) 銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	1日当たり 1,640円
	(2) (1)の作業に付随して行われる固定配置の作業	1日当たり 1,100円
	(3) 銃器を所持する犯人の逮捕の作業	1日当たり 1,100円
	(4) (3)の作業（銃器を使用した犯人の逮捕の作業に限る。）に付随して行われる固定配置の作業	1日当たり 820円
	(5) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	1日当たり 820円
	(6) 暴力団等による保護対象者に対する危害行為を未然に防止するための保護対策における身辺警戒又は固定警戒の作業	1日当たり 820円

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の7級の教育委員会の項中「子育て・親育ち推進監」を「参事」に改める。